

# 飯山市旧城南中学校利活用調査業務委託に係る

## プロポーザル実施要領

### 1 目的

飯山市城南中学校は、平成28年8月に校舎を移転し、旧城南中学校は空き校舎となり現在に至る。この旧城南中学校の利活用についてはこれまでも市が独自に検討を進めてきたところであるが、今回、旧城南中学校が持つ資産価値、地域特性、立地条件を最大限に活かし、民間事業者等による活用の可能性調査、資産調査、測量等を行い、敷地全体の利活用の検討を行うことを業務の目的とする。

本要領は、利活用の検討業務を行う委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続き等について必要な事項を定めるものである。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 業務名

「飯山市旧城南中学校利活用調査業務」（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務の内容

別紙「飯山市旧城南中学校利活用調査業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで（2か年）

#### (4) 提案上限額

委託料の上限額は、25,400,000円（消費税相当額を含む）

委託料の上限額を示すもので、契約額を示すものではない。

（令和4年度17,200,000円、令和5年度8,200,000円）

本プロポーザルは、2か年にわたり飯山市旧城南中学校利活用調査業務に関する企画提案の審査・評価を行い、優先交渉権者を選定する。契約については複数年契約となるが単年度実績ごとに委託料を支払う。

ただし、令和5年度の業務委託については、当該業務に係る予算措置が講じられた場合に行うものとする。

#### (5) 成果品

別紙「飯山市旧城南中学校利活用調査業務委託仕様書」のとおり

### 3 委託業者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

### 4 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再

生又は再生手続等を行っていないこと。

- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (5) 飯山市入札参加資格を有するもの。（建設コンサルタント業務、測量業務）
- (6) 企画提案書の提出期限日において、飯山市の指名停止を受けていないこと。
- (7) 過去5年間（平成29年4月から令和4年3月まで）において、地方自治体における公有資産の活用に関する基礎調査業務の実績及び公民連携手法に関する業務の実績を有していること。  
なお、本社、支社または営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- (8) 法人及びその法人の代表者が、国税、地方税を滞納していないこと。

## 5 プロポーザルに関する手続き

### (1) 選定スケジュール

項目	日程
本要領公表（仕様書等含む）	令和4年9月21日（水）
質問の受付期間	令和4年9月21日（水）～令和4年9月30日（金）
質問の回答期限日	令和4年10月3日（月）
参加表明書・書類の提出期間	令和4年9月21日（水）～令和4年10月5日（水）
参加資格確認通知 （参加可否及びプレゼンテーション実施通知）	令和4年10月6日（木）
企画提案書等の受付期間	令和4年10月7日（金）～令和4年10月17日（月）
プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和4年10月20日（木）
審査結果通知	令和4年10月25日（火）

### (2) 配布資料

- ①参加表明書（様式1）
- ②会社概要書（様式2）
- ③企画提案書（様式3）
- ④業務執行体制表（様式4）
- ⑤業務実績書（様式5）
- ⑥質問書（様式6）
- ⑦プロポーザル参加辞退届（様式7）

配布場所：飯山市 公民連携推進室（飯山市役所3階）

（担当：山崎、水野）

※各様式は、飯山市ホームページ内より入手可。

### (3) 参加表明書類の提出

4の参加資格を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の①の提出期限までに②の参加表明提出書類を1部作成し、提出すること。

#### ①提出期限

令和4年10月5日(水)の午後5時まで(必着)

#### ②参加表明提出書類

参加表明書 (様式1)

会社概要書 (様式2)

業務執行体制表 (様式4)

業務実績書 (様式5)

#### ③提出先

飯山市役所 総務部 公民連携推進室

#### ④提出方法

公民連携推進室窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間(土・日・祝日を除く。)

### (4) 参加資格確認通知の交付

参加表明書類を提出した者に対し、プロポーザル参加資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

#### ①交付日 令和4年10月6日(木)

#### ②交付方法 郵送(電子メールにて写しを送付)

#### ③その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書類の提出者は、その通知を受けた日の翌日から起算して、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日から起算して市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

### (5) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書(様式6)を提出すること。口頭による質問は不可とする。

#### ①受付期間

令和4年9月21日(水)から令和4年9月30日(金)午後5時まで(必着)

#### ②提出方法

原則としてメールにより公民連携推進室へ送信すること。また、電子メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を公民連携推進室へ電話連絡すること。

#### ③回答方法

質問を受けた日の翌日から起算して3日(開庁日)以内に電子メールにより参加表明書類を提出した全員に対して回答する。なお、質疑内容については、令和4年10月3日(月)までに飯山市ホームページにて公表する。

## 6 企画提案書類等の提出

### (1) 提出書類

企画提案資格者は、次の①の提出期限までに②の企画提案書類等を作成し提出するものとする。

なお、提出された書類は返却しないものとする。

#### ①提出期限

令和4年10月17日（金）の午後5時まで（必着）

#### ②企画提案書類等

- ・企画提案書（様式3）任意の様式でも可 原本1部、副本9部を提出してください。  
用紙の大きさはA4版（縦置き又は横置き）を基本とすること。（A3版はA4に折込すること。）  
表紙を除いて15ページ以内。

企画提案書には別紙の仕様書を踏まえ、次のことについて具体的に提案すること。

- ・本業務の課題や目的等
- ・業務実施体制
- ・想定される各業務、各事項の実施手法及びスケジュール
- ・見積書 様式任意 1部

本業務における見積書を提出すること。また見積書は、本業務に係る全体の経費とし、業務名と金額（税込み）、積算内訳を記入すること。また内訳として令和4年度分（1年目）、令和5年度分（2年目）についても記載すること。

#### ③提出先

飯山市役所 総務部 公民連携推進室

#### ④提出方法

公民連携推進室窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

## 7 プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

### (1) 実施日時

令和4年10月20日（木）午後

### (2) 実施場所

飯山市役所内会議室

※場所と時間については、後日、電子メール等により連絡する。

### (3) 所要時間

プレゼンテーション20分、質疑応答10分、合計30分程度とする。

### (4) 説明者

会場への入室は、説明者を含む4名以内とする。

### (5) 説明内容・方法等

プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこととし、新たに資料の追加はできない。プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備するが使用する電子データとパソコンは持参すること。

### (6) 新型コロナウイルス感染症拡大等の状況により、事前連絡の上プレゼンテーションの実施方法を変更することがある。

## 8 評価選定方法等

### (1) 評価選定方法

評価選定方法については、次のとおりとする。

- ①本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書の内容やプレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定する。
- ②本プロポーザルの評価は、市が別に定める「飯山市旧城南中学校利活用調査業務委託に係るプロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- ③評価項目及び配点は、(2)の「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの中から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点の者があった場合は、委員会で協議の上、最優秀提案者を決定する。
- ④提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- ⑤評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- ⑥評価の経過に関する質問には一切応じられない。また、委員会は非公開で行う。

### (2) 評価項目及び配点

審査に対する評価項目及び配点は、次のとおりである。

評価項目		評価の着眼点	配点
1	事業者の実績 (10点)	・公有資産の活用に係る基礎調査、公民連携手法等の類似業務の実績があるか。	10
2	実施方針 (5点)	・本業務実施の背景、課題や目的及び仕様書の趣旨を理解しているか。	5
3	企画提案内容 (60点)	(1)対象地の現状把握と課題の整理に関する提案内容は、的確で具体的なものとなっているか。	15
		(2)対象地の利活用の方向性の検討に関する提案内容は、的確で具体的なものとなっているか。	15
		(3)プレサウンディング型市場調査の実施について、準備、実施、取りまとめ等、活用できる調査結果を得られるか。	15
		(4)測量業務についてスケジュールどおり実施可能な内容となっているか。	10
		(5)本業務の付加価値を高める効果的な独自提案があるか。	5
4	業務実施体制 (10点)	(1)本業務の実施にあたり、十分な知見（経験）を有した人員を配置しているか。	5
		(2)業務工程は明確で、期間内で円滑に確実な遂行ができる提案内容、スケジュールとなっているか。	5
5	プレゼンテーション (5点)	・説明は簡潔で分かりやすいか。また、質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。	5
6	見積価格 (10点)	・見積額は提案上限額以内で妥当なものとなっているか。	10

(※委員1名あたり：100点)

## 9 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 選定委員会の委員又は関係者への選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 本実施要領2(4)の提案上限額を超える金額で見積書が提出された場合
- (4) その他本実施要領に違反した場合

## 10 契約の締結

### (1) 優先交渉権者について

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて最優秀提案者に選定された者を本業務委託に係る優先交渉権者として決定する。
- ② 優先交渉権者が提出した企画提案書の見積書の金額を上限として金額を決定し、契約の協議を行うものとする。
- ③ 優先交渉権者との契約の協議が整わなかった場合には、次点者を交渉権者とする。

### (2) 契約手続について

飯山市財務規則（昭和54年規則第5号）に定める随意契約の手続により、優先交渉権者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

### (3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、飯山市財務規則（昭和54年規則第5号）第124条第3項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 11 その他

- (1) 応募に要する一切の必要な費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) プロポーザルの結果は、提出された企画提案書を除き公開するものとする。（参加事業者名及びその総合評価点数も含む。）
- (4) 参加表明書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届（様式7）を提出することにより参加辞退を申し出ることができる。この場合、辞退しても本案件後において不利益な扱いをしないものとする。
- (5) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。この場合においては、プロポーザルに要した経費を飯山市に請求できないものとする。

## 12 提出先及び問合せ先

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山1110番1号

飯山市 総務部 公民連携推進室 公民連携推進係（担当山崎、水野）

電話番号：0269-67-0725 FAX：0269-62-5990

メールアドレス：[koumin@city.iiyama.nagano.jp](mailto:koumin@city.iiyama.nagano.jp)